

平成 19 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成19年各会計定例監査、平成18年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成18年財政援助団体等監査、平成18年工事監査、平成18年行政監査(病院における収入管理について、都の土地及び建物の管理について)、平成18年各会計定例監査、平成17年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成17年行政監査(情報システムの運用管理について、道路の維持補修について)、平成17年財政援助団体等監査、平成17年各会計定例監査及び平成16年度決算審査(出納長所属各会計)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成19年11月26日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成19年各会計定例監査	3
平成18年度決算審査（各会計歳入歳出）	2 2
平成18年度決算審査（公営企業各会計）	2 3
平成18年財政援助団体等監査	2 3
平成18年工事監査	2 5
平成18年行政監査（病院における収入管理について）	2 5
平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）	2 6
平成18年各会計定例監査	2 7
平成17年度決算審査（各会計歳入歳出）	2 7
平成17年度決算審査（公営企業各会計）	2 8
平成17年行政監査（情報システムの運用管理について）	2 9
平成17年行政監査（道路の維持補修について）	2 9
平成17年財政援助団体等監査	2 9
平成17年各会計定例監査	3 0
平成16年度決算審査（出納長所属各会計）	3 1

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は102件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。また、残る140件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

区 分	監査実施期間	結果内訳	措置対象	措置済	今回措置	改善中
			A	B	C	A-(B+C)
平成19年 各会計定例監査 (平成18年度執行分)	平成 19.1.16 ~平成 19.9.5	指 摘	116	-	66	50
		意見・要望	7	-	2	5
		計	123	-	68	55
平成18年度 決算審査 (歳入歳出各会計)	平成 19.7.18 ~平成 19.9.7	指 摘	19	-	9	10
		意見・要望	-	-	-	-
		計	19	-	9	10
平成18年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 19.6.1 ~平成 19.9.3	指 摘	9	-	2	7
		意見・要望	1	-	0	1
		計	10	-	2	8
平成18年 財政援助団体等監査	平成 18.8.28 ~平成 19.1.17	指 摘	35	28	5	2
		意見・要望	5	3	0	2
		計	40	31	5	4
平成18年 工事監査	平成 18.1.30 ~平成 19.1.17	指 摘	39	38	1	0
		意見・要望	4	4	-	-
		計	43	42	1	0
平成18年 行政監査 (病院における収入管理に ついて)	平成 18.9.6 ~平成 19.1.17	指 摘	33	0	3	30
		意見・要望	-	-	-	-
		計	33	0	3	30
平成18年 行政監査 (都の土地及び建物の管理 について)	平成 18.9.5 ~平成 19.1.17	指 摘	26	17	1	8
		意見・要望	9	0	0	9
		計	35	17	1	17
平成18年 各会計定例監査 (平成17年度執行分)	平成 18.1.12 ~平成 18.9.8	指 摘	60	49	3	8
		意見・要望	4	4	-	-
		計	64	53	3	8
平成17年度 決算審査 (歳入歳出各会計)	平成 18.7.21 ~平成 18.9.8	指 摘	17	16	1	0
		意見・要望	-	-	-	-
		計	17	16	1	0
平成17年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 18.6.1 ~平成 18.8.9	指 摘	6	2	3	1
		意見・要望	2	0	0	2
		計	8	2	3	3
平成17年 行政監査 (情報システムの運用管理 について)	平成 17.9.26 ~平成 18.2.1	指 摘	12	12	-	-
		意見・要望	4	2	1	1
		計	16	14	1	1
平成17年 行政監査 (道路の維持補修について)	平成 17.9.26 ~平成 18.2.1	指 摘	-	-	-	-
		意見・要望	2	1	1	0
		計	2	1	1	0
平成17年 財政援助団体等監査	平成 17.9.7 ~平成 18.2.1	指 摘	33	32	0	1
		意見・要望	8	5	2	1
		計	41	37	2	2
平成17年 各会計定例監査 (平成16年度執行分)	平成 17.1.14 ~平成 17.9.7	指 摘	78	78	-	-
		意見・要望	11	10	1	0
		計	89	88	1	0
平成16年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成 17.7.21 ~平成 17.9.7	指 摘	18	18	-	-
		意見・要望	3	1	1	1
		計	21	19	1	1
平成16年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成 17.6.3 ~平成 17.9.7	指 摘	11	10	0	1
		意見・要望	-	-	-	-
		計	11	10	0	1
合 計		指 摘	512	300	94	118
		意見・要望	60	30	8	22
		計	572	330	102	140

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指 摘	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約を競争見積りに改めた。 ・ 診療報酬の請求漏れ等に対し、レセプトの返戻請求及び再審査請求を行った。 ・ 公有財産の登載漏れ等を修正した。 	54件
	会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約に係る適切な積算 ・ 適正な契約手続 ・ 行政財産使用許可に係る適正な事務処理 	29件
	新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金減免に係る処理手順を定めた。 ・ 補助金の支出基準を見直した。 ・ 庁舎の管理委託に係る積算基準を新たに定めた。 	11件
	小 計		94件
意見 ・ 要 望	事務のより一層の改善を図ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書類の過大な在庫を解消した。 ・ 屋上等緑化の維持管理状況を継続的に把握する体制を整備した。 	6件
	関係機関との連携に取り組んだもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接県等と緊急輸送道路指定の整合を図り、災害時の復旧態勢を整備した。 	1件
	通知書の様式を見直したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者向け通知書の文字を見やすく改めた。 	1件
	小 計		8件
合 計			102件

第2 報告の内容

〔平成19年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
総務局	契約違約金に係る調定を適正に行うべきもの	<p>契約違約金は、延滞利息に相当するものであり、債権本体の納入日をもってその額を確定しなければならない。</p> <p>しかし、小笠原支庁における生活再建資金貸付金に係る契約違約金の調定状況について見たところ、債権本体の納入日と契約違約金の調定日の間で相当期間が経過し、かつ、まとめて調定を行っている。</p>	<p>内部マニュアルを修正し、四半期から半年に1回行っていた歳入調定を、債権本体の収入時点で行うこととし、平成19年6月調定分から改善した。</p>
総務局	証紙類の効率的な管理及び使用について検討すべきもの	<p>首都大学支援部では、都立大学ほか3大学が管理していた証紙類を引き継いでおりその管理及び使用状況について見たところ次のような事実が認められた。</p> <p>ア 郵便切手については、使用実績に対し、在庫数が過大となっている。</p> <p>イ 東京都タクシーチケット券については平成18年度の使用実績が16枚であるにもかかわらず、監査日（平成19.5.21）現在、974枚の在庫がある。</p> <p>しかし一方で、局内の他の部については、事務の執行上、郵便切手、東京都タクシーチケット券を購入している状況にある。</p>	<p>局内各部の証紙類について、使用状況及び在庫状況の調査を行った。</p> <p>タクシーチケットについては、調査結果に基づき所属換えを実施し、過大な在庫数を解消した。</p> <p>郵券についても順次所属換えを実施しており、郵券が必要となった場合には、首都大学支援部からの所属換えを検討したうえで購入するよう各部の物品担当者へ要請した。</p>
財務局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>経理部は、自動車、サーバ機器等のリース契約を締結しているが、次のような事例が認められた。</p> <p>自動車については、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっておりリース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。</p> <p>サーバ機器等については、保守対象物件価格に、リース物件の搬入や設置工事に要する費用を含めた額に保守料率を乗じて保守料を算出している。</p>	<p>自動車等のリース契約については、今後、一般的な市場価格を把握するなど適切な積算を行う。</p> <p>サーバ機器等のリース契約については、新規リース契約分から保守料を適切に算出した。</p> <p>今後のリース契約においても、適切に積算を行うよう改めて部内に周知を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	旅費事務を適正に行うべきもの	<p>建築保全部の出張旅費について、次のような事例が認められた。</p> <p>ア 過渡しとなった旅費は、速やかに返納させ、旅行完了の日から起算して5日以内に精算を行うこととなっているが、3件の宿泊を伴う出張において、1週間から2週間の返納及び精算の遅れが認められた。</p> <p>イ 大島航路に設定されている等級にはジェット船という等級と客船の2等から特等までであるため、乗船した等級を確認するため領収書を添付する必要があるが、船賃の領収書又はその支払いを証明する書類が添付されていなかった。</p>	<p>旅費の未精算原議は、他の旅費関係原議と明確に区分管理し、精算状況を把握できるように改善した。</p> <p>また、領収書の添付については、平成19年5月21日付け事務連絡により部内職員に周知徹底を図った。</p>
主税局	個人事業税の課税を適正に行うべきもの	<p>板橋都税事務所は、不動産貸付業を行っているAに対し、個人事業税の課税対象として認定し、課税標準を算定しているが、住宅及び住宅用の土地の貸付けを行う不動産貸付業の認定基準は「契約件数が10件以上」である。</p> <p>しかし、本件は、貸付建物1棟と住宅用土地の貸付契約件数8件の合計9件であることから、個人事業税の課税対象外とすべきである。</p> <p>このため個人事業税5万7,900円が課税超過となっている。</p>	<p>平成19年4月13日に超過納付分を還付した。</p> <p>平成19年4月16日に職場内研修を実施し、照合における留意点などについて改めて確認するとともに、複数の職員による相互確認を徹底した。</p>
主税局	個人事業税の課税を適正に行うべきもの	<p>立川都税事務所は、駐車場業を行っているB及びCに対し、個人事業税の課税対象として認定し、課税標準を算定しているが、自動車の駐車のための場所を提供する駐車場業の認定基準は「駐車可能台数が10台以上」である。</p> <p>しかし、Bについては、駐車可能台数は6台であり、Cについては8台であることから、いずれも個人事業税の課税対象外とすべきである。</p> <p>このため、Bについては個人事業税1万6,900円が、Cについては1万600円が、課税超過となっている。</p>	<p>B、Cともに平成19年3月30日、超過納付分を還付した。</p> <p>平成19年4月17日に職場内研修を実施し、照合における留意点などについて改めて確認するとともに、複数の職員による相互確認を徹底した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	二以上の地目に利用されている一筆の土地評価及び課税を適正に行うべきもの	<p>固定資産税における土地の評価は、原則として土地課税台帳等に登録された一筆の土地を単位（一画地）として行われるが、二以上の地目に利用されている土地については、それぞれの地目ごとの土地を単位として評価するとしている。</p> <p>しかし、北都税事務所は、墓地（非課税）及び住宅の用に供している宅地2つの地目から成っている一筆の土地について、課税対象となる宅地部分の評価に当たり、宅地のみで奥行価格補正を適用すべきところ、墓地部分を含めて一筆の土地全体に適用したため、評価額が減価されている。</p> <p>この結果、固定資産税・都市計画税2万468円が課税不足となっている。</p>	<p>平成19年6月29日に現地調査を実施し、雑種地たる墓地（非課税）部分と宅地部分を分けて画地評価とした。</p> <p>平成15年度～平成19年度分について、平成19年7月31日に価格修正決定を、平成19年8月10日に賦課決定を行い、平成19年8月13日に全額納付された。</p>
主税局	テレビ電話システムについて見直すべきもの	<p>局は、テレビ電話システム機器の借入契約（契約金額：886万1,580円、契約期間：平成18.4.1～平成19.3.31）をEと締結し、立川エリア（立川都税事務所と府中、小平各都税支所）及び八王子エリア（八王子都税事務所と青梅、町田各都税支所）に機器を設置している。</p> <p>しかし、このシステムについては、導入後4年を経過しているにもかかわらず、職員にテレビ電話システムの使用方法が十分に周知されておらず、ほとんど利用されていない。</p>	平成19年度末をもって、テレビ電話システムを廃止することにした。
主税局	郵便区内特別郵便物に係る割安料金制度を活用すべきもの	<p>港都税事務所では、口座振替の利用案内や納税通知書を納税者等に送付しているが、郵便料金の支払いについて見たところ、特別料金の適用を受けられるにもかかわらず、申請を行っていない事例が認められた。</p> <p>その結果、特別郵便物を活用した場合に比べて、4万7,589円過大なものとなっている。</p>	<p>所は課長会において郵便区内特別郵便物制度を活用するように徹底した。</p> <p>また、平成19年4月1日から「後納郵便差出票兼郵券請求書」の様式の改正を行い、発送係、庶務係の両方でのチェックが容易になるよう改善した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	適正な公金管理に努めるべきもの	<p>徴収部では、「東京都主税局の多摩地域都税事務所及び都税支所並びに自動車税事務所で行う収納事務の委託」契約（契約金額：7,969万5,000円、契約期間：平成18.4.1～平成19.3.31、前年度も入札で同業者が受託）をFと締結している。</p> <p>この仕様書によれば、収納金に超過金が生じた場合、その原因を追究し納税者に速やかに返還する等の措置をとり、部に結果を報告することとしているが、Fが原因不明の超過金を保管している状況が認められた。</p>	<p>超過金については平成19年5月22日に都の歳入とし、公金管理の適正化を図った。今後は、収納事務の更なる適正化を受託者に要請する。</p> <p>また、原因不明の超過金の取扱いについても、契約関係書類に明示することとする。</p>
主税局	各都税事務所における土地、家屋の認定に当たり、統一的な基準を設けるよう検討すべきもの	<p>住宅の用に供する土地・家屋については、固定資産税及び都市計画税が軽減されているが、住宅展示場にあるモデルハウスについては、住宅の用に供していないため、軽減されないとしている。</p> <p>中野都税事務所では、土地に係る固定資産税・都市計画税について、当該土地に建築された家屋が住宅展示場に使用されていることから、非住宅用地として課税を行っているが、家屋については、当該住宅展示場を専ら人の居住の用に供する家屋として認定し、固定資産税・都市計画税の軽減を行っており、土地と家屋とで、課税状況が異なっている。</p>	<p>平成19年8月31日に全体係長会を開催し、各都税事務所資産評価・家屋評価係長に対して統一的な基準を示した。</p> <p>さらに、平成19年9月11日付19主資評第141号「固定資産家屋評価事務Q&A」の一部改正について、職員に周知徹底した。</p>
生活文化スポーツ局	委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>文化振興部は、都立横網町公園内にある、東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑の花壇整備を監修するために、監修委託契約（契約金額：15万8,130円、契約期間：平成18.4.1～平成19.3.31）をAと締結しているが、仕様書の中で行うこととしている施工監理について、監修を行った旨の報告がなく、また、施工業者が部に提出した報告書からも、Aが監修を行った事実は認められなかった。</p> <p>このため、本委託業務が適正に行われていたか、確認できない状況にある。</p>	<p>監修の回数を明記するなど、平成19年度契約において仕様書の見直しを行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局	委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	<p>私学部は、私立学校に対する教育助成金に係る調査結果等を入力するために、データ入力委託契約（推定総金額：304万3,286円、契約期間：平成18.5.23～平成18.12.28）をBと締結している。</p> <p>当該データ入力委託に係る情報の管理状況について見たところ、特記仕様書に定める、個人情報及び機密情報に該当するデータ等の管理状況及び契約履行完了に伴う情報の消去の報告が、Bから部に提出されておらず、情報管理が適正に行われているかを確認できない状況にある。</p>	<p>個人情報及び機密情報に該当するデータ等の管理状況及び契約履行完了に伴う情報の消去に関して委託契約受託者から報告書の提出を受け、適正に行われていることを確認した。</p>
環境局	行政財産使用許可にかかる事務処理を適正に行うべきもの	<p>多摩環境事務所における行政財産使用許可に係る事務処理について見たところ、条例第6条により、使用料は行政財産の使用許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収するように規定されているにもかかわらず、使用料の納入期限が行政財産の使用開始日以降に設定されている。</p>	<p>行政財産使用許可手続に関し、使用開始日までに使用料を徴収する取扱いについて周知徹底した。</p> <p>また、継続的使用者については、現在の使用期間満了までに相手方に対し申請確認を行うこととした。</p>
環境局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>環境改善部は、VOC（揮発性有機化合物）連続測定装置のリース契約（契約金額：3,356万6,400円、契約期間及びリース期間：平成18.10.1～平成23.3.31）及び有害大気汚染物質測定装置のリース契約（契約金額：3,021万4,800円、契約期間及びリース期間：平成18.10.1～平成23.9.30）を、長期継続契約（地方自治法第234条の3）として締結している。</p> <p>ところで積算内訳を見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない保守料を含めてリース料率を乗じていることが認められた。</p>	<p>リースの適切な積算について、平成19年9月27日付けで部内周知を行った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を適正に行うべきもの	行政財産の使用許可については、使用料条例第6条に基づき、使用の許可を受けた者から使用許可の開始日以前にその使用料の全額を徴収するように規定されている。 しかし、少子社会対策部では、許可開始日以前に使用料全額を徴収していない。	今後は、使用許可案件別リストの作成や正副担当制の設定、領収書等による納期限前の納入確認等により、許可開始日以前に使用料の全額徴収を把握する。
福祉保健局	冊子の作成に係る契約手続きを適正に行うべきもの	医療政策部では、都民が医療について学習する際に利用できる小冊子を作成するため、「医療情報に関する理解を促進する小冊子作成委託」(契約金額：809万6,550円、契約期間：平成19.2.15～3.30)をFと締結している。 しかし、監査日(平成19.6.14)現在、納品がされていないものがあるにもかかわらず、契約代金を支払っている。	平成19年7月2日に、部内管理職および庶務担当係長を集めた連絡会議を開き、契約履行期限の遵守について周知徹底を図った。 平成19年7月19日に行われた局内部長会においても、課長会等を通じて契約担当者に十分注意を促すように周知した。
病院経営本部	特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの	墨東病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、請求もれ等が認められた。	レセプトの返戻請求を行い、再審査請求を行った。
病院経営本部	特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの	松沢病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、請求もれ等が認められた。	レセプトの返戻請求を行い、再審査請求を行った。
病院経営本部	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	サービス推進部におけるリース契約において、通常保守を必要としないテーブルや取付金具などを保守対象に含めて保守料を算出している。	平成19年6月28日に開催した用度担当係長会において、適切な積算について周知徹底した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	大塚病院におけるリース契約において、通常保守を必要としないテーブルや取付金具などを保守対象に含めて保守料を算出している。	平成19年6月28日に開催した用度担当係長会において適切な積算について周知徹底した。
病院経営本部	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	駒込病院におけるリース契約において、通常保守を必要としないテーブルや取付金具などを保守対象に含めて保守料を算出している。	平成19年6月28日に開催した用度担当係長会において適切な積算について周知徹底した。
病院経営本部	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	松沢病院におけるリース契約において、通常保守を必要としないテーブルや取付金具などを保守対象に含めて保守料を算出している。	平成19年6月28日に開催した用度担当係長会において適切な積算について周知徹底した。
病院経営本部	特命随意契約を見直すべきもの	<p>駒込病院は、次期病院情報システムのリース契約をAと締結しているが、増設する端末機の借入れについて、「システム本体の機器がC社製品であり、BがC社製品を取り扱っている」との特命理由で、Bと特命随意契約を締結している（契約金額：334,845円、契約期間：平成19.1.1～平成19.3.31）。</p> <p>しかし、C社製品はB以外のリース会社においても取り扱っており、現にシステム本体のC社製品の機器のリース契約は、競争入札によりAと契約していることから、増設分について特命随意契約を締結する理由は認められない。</p>	平成19年6月28日に開催した用度担当係長会において、特命随意契約については特命理由の十分な検証を行う等競争性を確保するよう周知徹底した。
産業労働局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	商工部におけるコンピュータ機器等のリース契約について見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない保守料を含めてリース料率を乗じて算出していることが認められた。	平成19年10月1日の商工部内課長会において、リース契約に係る積算を適切に行い、事務処理のチェック体制を強化するよう周知徹底した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	東京障害者職業能力開発校における、コンピュータ機器等のリース契約について見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない保守料を含めてリース料率を乗じて算出していることが認められた。	平成19年6月4日に実施した経理事務担当者会議において、IT経費適正化マニュアルを改めて配布し、リース契約の見積り積算を適正に行うよう指導を行った。
産業労働局	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	中央・城北職業能力開発センター板橋校におけるコンピュータ機器等のリース契約について見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない保守料を含めてリース料率を乗じて算出していることが認められた。	平成19年6月4日に実施した経理事務担当者会議において、IT経費適正化マニュアルを改めて配布し、リース契約の見積り積算を適正に行うよう指導を行った。
産業労働局	物品の耐用年数を考慮してリース契約を行うべきもの	中央・城北職業能力開発センター板橋校における業務用のコンピュータ装置等のリース契約は、契約更新に当たり、すべての機器等を新規に調達している。 しかし、更新前のリース契約に含まれていたOAデスク、椅子、ラック等の什器類は、リース契約更新時においても耐用年数を十分残しており、再リース等により調達することが可能である。	平成19年6月4日に実施した経理事務担当者会議において、リース契約の更新に当たっては、リース物品の耐用年数について、十分考慮する必要があることを周知徹底した。
産業労働局	物品の耐用年数を考慮してリース契約を行うべきもの	農業振興事務所における業務用のコンピュータ装置等のリース契約は、契約更新に当たり、すべての機器等を新規に調達している。 しかし、更新前のリース契約に含まれていたOAデスク、椅子、ラック等の什器類は、リース契約更新時においても耐用年数を十分残しており、再リース等により調達することが可能である。	局は平成19年9月21日付けで、リース契約の更新に当たっては、リース物品の耐用年数について、十分考慮する必要があることを所々に指導した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
産業労働局	浄水器の賃借契約を見直すべきもの	<p>中央・城北職業能力開発センター高年齢者校で賃借している浄水器5台の使用状況を見たところ、生徒の実習訓練用としてホテル・レストランサービス科実習場の厨房に2台、職員や生徒の飲用として給湯室及び湯沸室に3台を設置し使用している。</p> <p>しかし、給湯室及び湯沸室で日常的に使用している水道水は、飲用水としての水質を満たしており、実習訓練以外の用途で浄水器を設置する必要性は認められない。</p>	<p>契約の見直しを行い、給湯室及び湯沸室に設置していた3台分の浄水器については平成19年5月末をもって契約を解除した。</p>
産業労働局	生徒用教科書の購入契約を適正に行うべきもの	<p>東京障害者職業能力開発校は、生徒用教科書の購入契約をAと特命により締結している。</p> <p>ところで、この契約の特命理由を見たところ、生徒に対して教科書の出張販売を行う業者を選定する「生徒用教科書販売業者選定委員会」で選定された業者であることを理由としており、適正でない。</p>	<p>平成19年9月10日に、校が新たに締結した生徒用教科書の購入契約において、競争見積を実施した。</p>
中央卸売市場	市場施設使用料の徴収を適正に行うべきもの	<p>食肉市場センタービルの仲卸業者等が使用する専用エレベーター機械室の施設使用料について見たところ、市場は、Aに使用させている場所(12.2㎡)について、「作業所使用料」(1月1㎡につき695円)として、施設使用料を徴収しているが、専用エレベーター機械室については、「その他の施設使用料」(1月1㎡につき800円)として施設使用料を徴収すべきものである。</p> <p>この結果、3年分の施設使用料4万6,116円が収入不足となっている。</p>	<p>平成19年8月17日付けで市場施設使用許可の一部変更を行い、平成17年4月1日に遡及して、使用料区分を「作業所使用料」から「その他の施設使用料」に変更した。</p> <p>また、この変更に伴う使用料の不足分を使用者であるAに請求し、すでに納付された。</p>
中央卸売市場	消火設備の取替工事に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>豊島市場では、移動式粉末消火設備10台のうち5台を取り替えるため、「豊島市場防火設備補修工事」契約(契約金額:99万1,200円、契約期間:平成18.10.12~11.2)をCと締結している。</p> <p>この仕様書には5台の取替工事と記載されており、また、工事完了届も5台と記載されているが、実際には10台すべてを取り替えており、正規の契約手続を踏まずに工事を行っている。</p>	<p>中央卸売市場は、豊島市場に対し、厳正な契約手続を行うよう指示し、市場では、仕様書の内容確認の徹底や完了検査の強化など、再発防止を図った。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	契約手続を適正に行うべきもの	<p>道路建設部は、局のホームページに掲載する表示画面等の作成委託契約を、Aと特命により締結している。</p> <p>その特命理由は、作成する表示画面は局のホームページの形式と統一すること、また、作業時間の短縮を図る必要があることから、局のホームページを作成した会社を選定している。</p> <p>しかし、委託業務内容は、他の事業者においても容易に作成できることから、特命随意契約で行う必要性は認められない。</p>	<p>今後、委託内容の専門性や困難度を十分に考慮した上で、入札等による契約が可能であるかを判断していくこととし、平成19年9月21日付事務連絡により適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p>
建設局	電線共同溝の整備に係る手続を適正に行うべきもの	<p>北多摩南部建設事務所が行う電線共同溝の整備に当たっては、事前に計画を策定した上で工事を行うこと、電気供給事業者などの利用予定者から、整備計画で定める建設負担金の納付を受けることとされている。</p> <p>しかし、所における事務手続について見たところ、整備計画の策定をしないまま着工していることが認められた。</p>	<p>適正な事務手続を行うことを徹底させるため、平成19年8月29日に架空線地中化担当者会議を開催し、各建設事務所に対し指導を図った。</p>
東京消防庁	物品の貸付料の徴収を適正に行うべきもの	<p>庁は、講習会場の使用許可に際し、当該会場に備え付けられている物品について、取得価格及び減価償却率をもとに貸付料を算定し、貸付を行っている。</p> <p>この貸付について見たところ、次のような状況が認められた。</p> <p>映像投影機の取得価格及び中央処理装置の減価償却率を誤ったため、貸付料が過少徴収となっている。</p> <p>貸付に係る料金の算定に含まれていない物品がある。</p> <p>財産の貸付料は、前納させなければならないこととされているが、納入期限を講習開始後に設定している。</p>	<p>過少徴収となっている貸付料は、平成19年9月に徴収した。</p> <p>物品貸付に係る料金の算定について、平成19年10月以降、使用する物品の貸付料を徴収することで統一し、その旨周知した。</p> <p>貸付料については前納とするよう周知した。</p>
東京消防庁	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>予防部におけるマイクロフィルムリーダープリンターのリース契約について見たところ、本来リース物件価格に含めるべきではない保守料を含めてリース料率を乗じて算出していることが認められた。</p>	<p>リース契約にかかる積算については、メンテナンスリースの場合はリース料のほか、保守料の積算を別に行うよう、平成19年9月19日付通知により通知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	<p>業務委託契約の締結に当たり、業務委託等の契約書に添付する内訳書等に、人数及び1人当たりの単価を表示することは、職業安定法第44条に抵触することとされている。</p> <p>車両電気部では、「木場車両検修場施設案内業務委託」契約（契約金額：17万6,400円、契約期間：平成18.6.27～同年8.31）をCと締結しているが、仕様書で、業務従事者の人数を指定しており、適正でない。</p>	業務委託契約に係る仕様書の作成については、平成19年7月から仕様書の記載方法を見直した。
交通局	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	<p>業務委託契約の締結に当たり、業務委託等の契約書に添付する内訳書等に、人数及び1人当たりの単価を表示することは、職業安定法第44条に抵触することとされている。</p> <p>電車部では、上野御徒町駅務管理所、大門駅務管理所及び馬喰駅務管理所における、旅客の誘導案内及び駅の巡回警備を行う業務委託契約を締結しているが、仕様書で、業務従事者の人数を指定しており、適正でない。</p>	業務委託契約に係る仕様書の作成については、平成19年7月から仕様書の記載方法を見直した。
交通局	在庫管理を適切に行うべきもの	<p>自動車部では、一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領により、「営業所の乗車券の適正在庫数は、各々の券種につき毎月の発売実績の1～1.5ヶ月とする。」と定め、必要とされる乗車券を適正水準に保持することとしている。</p> <p>各自動車営業所における在庫管理について見たところ、要領に定める基準を超えて保管されている事例が認められた。</p>	乗継乗車券（2,000円）、共通回数券（5,000円）については、乗車券の請求単位を変更し、また、他の券種についても本局への保管換えを行うなど、在庫管理を適切に行っている。
水道局	公衆浴場営業に対する水道料金等の減額等を適正に行うべきもの	<p>公衆浴場の用途の水栓は、東京都給水条例等により他の用途の水栓より水道料金等が低額となっている。</p> <p>大田北営業所において、公衆浴場営業の用途の水栓について見たところ、Aは公衆浴場営業を行っていたが、営業休止のため平成15年6月14日付けで用途が変更になることを営業所へ連絡し、営業所はこれを受け付けたにもかかわらず、Aに対して公衆浴場営業の料金の適用及び減額処理を解除していない。</p>	公衆浴場営業の料金の適用及び減額の解除を平成19年5月18日付けで行うとともに、所内で事務処理の遺漏がないよう周知をした。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	公衆浴場営業用途の水栓にかかる調査方法等を定めるべきもの	<p>公衆浴場の用途の水栓は、東京都給水条例等により他の用途の水栓より水道料金等が低額となっている。</p> <p>サービス推進部は、公衆浴場営業について廃業や他用途への転用等、減額等の処理を解除すべき事由が発生していないか、営業所が調査することとしているが、その調査方法、頻度、調査結果の記録方法等を具体的に定めていない。</p> <p>そのため、北営業所は適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p>	<p>公衆浴場営業料金の適用解除を平成19年1月13日付けで行うとともに、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p>
水道局	公衆浴場営業用途の水栓にかかる調査方法等を定めるべきもの	<p>公衆浴場の用途の水栓は、東京都給水条例等により他の用途の水栓より水道料金等が低額となっている。</p> <p>サービス推進部は、公衆浴場営業について廃業や他用途への転用等、減額等の処理を解除すべき事由が発生していないか、営業所が調査することとしているが、その調査方法、頻度、調査結果の記録方法等を具体的に定めていない。</p> <p>そのため、大田南営業所は適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p>	<p>平成19年2月16日付けで料金算定の適正化を行うとともに、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p>
水道局	公衆浴場営業用途の水栓にかかる調査方法等を定めるべきもの	<p>公衆浴場の用途の水栓は、東京都給水条例等により他の用途の水栓より水道料金等が低額となっている。</p> <p>サービス推進部は、公衆浴場営業について廃業や他用途への転用等、減額等の処理を解除すべき事由が発生していないか、営業所が調査することとしているが、その調査方法、頻度、調査結果の記録方法等を具体的に定めていない。</p> <p>そのため、練馬東営業所は適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p>	<p>平成19年2月24日付けで料金算定の適正化を行うとともに、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	公衆浴場営業用途の水栓にかかる調査方法等を定めるべきもの	<p>公衆浴場の用途の水栓は、東京都給水条例等により他の用途の水栓より水道料金等が低額となっている。</p> <p>サービス推進部は、公衆浴場営業について廃業や他用途への転用等、減額等の処理を解除すべき事由が発生していないか、営業所が調査することとしているが、その調査方法、頻度、調査結果の記録方法等を具体的に定めていない。</p> <p>そのため、営業所が適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p> <p>部は減額対象についての調査方法及び頻度を具体的に定めるとともに、営業所を適切に指導されたい。</p>	<p>「委託徴収業務の処理要領」を改正し、検針委託会社向け説明会(平成19年3月5日)及び「平成19年度第一回委託連絡会」(平成19年7月4日)を開催し、委託会社3社に対し改正内容について徹底した。</p> <p>さらに、平成19年7月から9月にかけて全営業所及び検針委託会社を対象とした訪問指導を実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p>
水道局	減免対象リストを活用して適切に調査を行うべきもの	<p>東京都給水条例等では、特定の用途の水栓について、水道料金の減額等を定めている。</p> <p>サービス推進部は、水道料金の減額等の対象となっている特定の用途の水栓についてリストを作成し、営業所に配布している。</p> <p>しかし、港営業所は適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p>	<p>平成18年12月23日付けで減免適用の解除を行うとともに、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p>
水道局	減免対象リストを活用して適切に調査を行うべきもの	<p>東京都給水条例等では、特定の用途の水栓について、水道料金の減額等を定めている。</p> <p>サービス推進部は、水道料金の減額等の対象となっている特定の用途の水栓についてリストを作成し、営業所に配布している。</p> <p>しかし、足立営業所は適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p>	<p>平成19年2月14日付けで減免適用の解除を行うとともに、所内において再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	減免対象リストを活用して適切に調査を行うべきもの	<p>東京都給水条例等では、特定の用途の水栓について、水道料金の減額等を定めている。</p> <p>サービス推進部は、水道料金の減額等の対象となっている特定の用途の水栓についてリストを作成し、営業所に配布している。</p> <p>しかし、大田北営業所は適切な調査を定期的に行っておらず、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p>	<p>平成19年2月20日付けで減免適用の解除を行うとともに、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p>
水道局	減免対象リストを活用して適切に調査を行うべきもの	<p>東京都給水条例等では、特定の用途の水栓について、水道料金の減額等を定めている。</p> <p>サービス推進部は、水道料金の減額等の対象となっている特定の用途の水栓についてリストを作成し、営業所に配布している。</p> <p>しかし、営業所が適切な調査を定期的に行っていないため、減額の対象外であるにもかかわらず水道料金を減額している事例が認められた。</p> <p>部は適切な調査を行うよう営業所を指導されたい。</p>	<p>平成19年4月に「委託徴収業務の処理要領」及び「営業事務取扱手続」を改正した。</p> <p>さらに、平成19年7月から9月にかけて全営業所及び検針委託会社を対象とした訪問指導を実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p>
水道局	水道料金等の免除適用の中止を迅速に行うべきもの	<p>児童扶養手当受給世帯について、水道使用者からの申請により、水道料金等の免除を行っているが、サービス推進部は、毎年11月に各区に対して免除継続調査を実施しており、その結果が12月に確定するため、各営業所では、確定後の翌月となる1月使用分から、水道使用料等の免除適用を中止している。</p> <p>この結果、3月31日に免除要件を失ってから9か月間（12月まで）免除を継続している。</p>	<p>11月に行っていた調査を5月と11月の年2回行い、手当受給状況を的確に把握し、免除適用の中止を迅速に行うようにした。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	漏水控除に係る事務処理手順を定めるべきもの	<p>サービス推進部は、水道使用者が、善良なる管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、漏水を発見できなかった場合のみ、漏水量を使用水量から控除できるとしている。</p> <p>しかし、漏水控除の事例について見たところ、文書等客観的証拠がなく、控除水量が適正であるか確認することができないものが認められた。</p>	<p>平成19年4月1日に「営業事務取扱手続」を改正し、減量に至る詳細な理由及び内容の記載を行うよう定め、各営業所向け通知した。</p> <p>また、営業所検針係長会総会において、漏水控除に係る適切な事務処理を指示したうえ、全営業所を対象とした訪問指導を実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p>
水道局	リースに係る保守契約を見直すとともに、積算を適切に行うべきもの	<p>総務部がリース契約しているパーソナルコンピュータの稼働時間は著しく短く、故障する可能性も低いが、日常的な保守対応を含めたリース契約を行っている。</p> <p>また、本来リース物件価格に含めるべきでないインターネット接続料金を含めてリース料を積算している。</p>	<p>平成19年8月31日に同パソコンのリース契約が満了することを踏まえ、同パソコンの再リース契約を締結する際、保守対応を含めない契約とした。</p> <p>インターネット接続料金については、平成19年度賃貸借契約書においてパソコンの価格（リース物件価格）からインターネット接続料金を除き、別項として適切に費用計上した。</p>
水道局	リースに係る保守契約を見直すとともに、積算を適切に行うべきもの	<p>職員部がリース契約しているパーソナルコンピュータの稼働時間は著しく短く、故障する可能性も低いが、日常的な保守対応を含めたリース契約を行っている。</p> <p>また、本来リース物件価格に含めるべきでないインターネット接続料金を含めてリース料を積算している。</p>	<p>平成19年8月31日に本契約は終了し、同様の契約は行わない。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	水道特別作業隊における機器設置台数の見直しを行うべきもの	2台設置している電子計算機システムのディスプレイのうち、当直待機室のディスプレイは、当直職員の仮眠時に警報を知らせるためのみに使用しているものであり、警報が生じると当直職員は直ちに執務室へ移動し、執務室のディスプレイにより業務に当たることから、設置する必要性は低い。	平成19年10月1日をもって当直待機室のディスプレイを撤去した。
水道局	水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）を適切に行うべきもの	東部第二支所及び南部第二支所では、水道用地の草刈作業を水道緊急工事により実施している。 しかし、草刈・枝払いを必要とする場所及び時期については事前に把握し、計画的に実施するべきであり、水道緊急工事によって実施すべきではない。	平成19年3月28日付け文書にて、草刈り・枝払いは計画的に予定し、年間での発注を行うこと及び原則として水道緊急工事によらないことを局内関係部署に通知した。 加えて、各支所経理係長会を開催し、上記の内容について周知徹底を図った。
水道局	水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）を適切に行うべきもの	東部第二支所は、水道緊急工事により、応急給水槽の門扉の修繕を行っている。 しかし、安全確保のために立ち入りできないような応急措置をすれば足り、その後に通常の契約により門扉を修繕すべきである。	所では、平成19年4月16日の維持係会において、同様の事例が今後発生した場合の応急措置や、その後の補修方法等について確認し徹底を図った。
水道局	配水施設の維持管理を適切に行うべきもの	給水部は、水道緊急工事により配水施設の維持補修工事を行う場合には、支障内容、緊急性及び補修手段を調査カードに記載し水道緊急工事によることを決定することとしている。 しかし、南部第二支所は水道緊急工事による補修の実施に当たり、調査カードを作成していない。	「単価請負業務発注の手引き」を改訂し、平成19年3月30日付け文書にて局内関係部署に通知するとともに、工務係長会等を開催し、調査カードの活用徹底を指示した。 また、南部第二支所では業務の進め方について確認し、調査カードの作成を徹底した。

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	配水施設の維持管理を適切に行うべきもの	<p>南部第二支所が水道緊急工事として行った、人孔(マンホール)等の鉄蓋の鎖切れを補修する工事について、発見から補修工事までの期間を見ると、緊急に行われた工事とは認められない。</p> <p>水道緊急工事ではなく、通常の配水管小規模整備工事として試算すると約1,017万円の不経済支出となっている。</p>	<p>所では、平成19年4月13日の維持係会において、適切な補修方法の選択について確認し徹底を図った。</p>
水道局	配水施設の維持管理を適切に行うべきもの	<p>南部第二支所は、配水の経路などを調整するために、道路上の人孔内に設置されている制水弁等进行操作するが、この操作に当たり、道路交通安全を確保するため、水道緊急工事により保安工を実施している。</p> <p>しかし、配水課が行う本管系統操作は事前に計画し、これに基づいて実施するものであるから、配水課内において適切な日程調整を行い、水道緊急工事によらず保安工を実施すべきである。</p>	<p>所では、平成19年4月13日の維持係会において、情報共有及び適切な維持管理工事の発注について確認し徹底を図った。</p>
水道局	配水施設の維持管理を適切に行うべきもの	<p>南部第二支所は、西部建設事務所が行う配水管新設工事に伴い発生した切り回し工事を、水道緊急工事により行っている。</p> <p>しかし、西部建設事務所と適切に調整を行って、事前に必要性及び時期を把握し、水道緊急工事によらず、小規模工事によって実施すべきである。</p>	<p>所では、情報の早期取得及び適切な維持管理工事の発注について確認し徹底を図った。</p>
水道局	配水施設の維持補修に係る事務管理態勢を整えるべきもの	<p>南部第二支所は、配水施設の維持補修工事について、経済的に維持補修を行えるところ、単価の高い水道緊急工事を用いて実施しているが、これらは緊急性の判断を行っていないこと、十分な調整を行わず安易に緊急工事により発注していることなどにより発生している。</p> <p>給水部は、支所が適切な事務管理態勢を整えるよう指導されたい。</p>	<p>「単価請負業務発注の手引き」を改訂し、緊急性の判断基準をより明確にした。</p> <p>平成19年3月30日付け文書にて局内関係部署に通知するとともに、平成19年4月に工務係長会等を開催し、周知徹底を図るよう指示した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
水道局	漏水に伴う修理工事を経済的な方法で行うべきもの	<p>水道緊急工事の実績を見たところ、漏水に対する応急修理を行った後、日を改めて材質改善を行うものについて、水道緊急工事によって施工している案件、調査により発見した漏水を、緊急性がないにもかかわらず水道緊急工事によって補修している案件が見受けられた。</p> <p>しかし、水道緊急工事は、緊急に漏水修理を行うためのものであり、そのために通常よりも高価な単価設定となっていることから、緊急性のない工事を水道緊急工事で実施することは適切でない。</p> <p>この結果、緊急工事のための労務費の割増分が不経済支出となっており、割増分を試算すると、1億7,973万7,166円となる。</p>	<p>単価請負業務発注の手引きを改正し、緊急性の判断基準をより明確にするとともに、該当しない案件については給水管整備及び取り出し工事により発注することとした。</p> <p>平成19年3月30日付け文書にて局内関係部署に通知し周知徹底を図った。</p>
下水道局	行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の徴収に係る手続を適切に行うべきもの	<p>流域下水道本部は、南多摩水再生センター及び八王子水再生センターにおける光熱水費等の徴収について、平成18年9月分以降の調定を行っておらず、未請求となっている。</p>	<p>南多摩水再生センターは、平成19年2月5日までに、八王子水再生センターは、平成19年2月14日までに、すべて調定し、請求した。</p>
下水道局	行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の徴収に係る手続を適切に行うべきもの	<p>建設部は、中川建設発生土改良プラントの現場事務所に設置している、自動販売機等の使用許可に係る光熱水費等の徴収について、徴収すべき金額が計算できるにもかかわらず、速やかに調定を行わず、使用期間が満了して約2か月後の徴収となっている。</p>	<p>経理部から平成19年9月28日付け事務連絡により調定と納期設定を適正に行うよう周知徹底を図った。</p>
下水道局	消防用設備の管理を適切に行うべきもの	<p>南部建設事務所の庁舎の使用にかかわる事務手続について見たところ、次のとおり適切でない状況が見受けられた。</p> <p>設置されている消火器8個について、平成11年度に設置して以降、点検及び報告を行っていない。</p> <p>自動火災報知器3機、誘導灯6個、煙感知器8個について安全確保の観点から設置しているが、これまで点検を行っていない。</p>	<p>平成18年度については、契約変更を行い消防用設備の点検を実施した。</p> <p>その結果を平成19年4月2日に高輪消防所長に報告した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
教育庁	産業廃棄物の処理委託に係る事務処理を適正に行うべきもの	<p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>しかし、練馬工業高等学校は、Aと「産業廃棄物運搬処理委託」契約（契約金額：4万9,350円、契約期間：平成19.2.9～3.20）を締結しているが、収集運搬業許可証及び処分業許可証の有無を確認すべきであったにもかかわらず、処分業許可証の確認を行わないまま、処分許可業者ではないAと契約している。</p>	<p>平成19年9月の職員会議で職員全員への注意、指導を行った。</p> <p>また学務部では、学校経営支援センター連絡会、校長連絡会及び経営企画室長連絡会において、改めて産業廃棄物処理について適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p>
教育庁	身体障害者用物品の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>消費税法第6条第1項及び同法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品については、消費税を課さないこととなっている。</p> <p>しかし、西部学校経営支援センターにおける身体障害者用物品の購入契約について見たところ、非課税物品であるにもかかわらず、消費税を支払っている事例が認められた。</p>	<p>過払金については平成19年7月30日までに全額戻入された。</p>
警視庁	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>総務部におけるリース契約について見たところ、保守料の積算において、リース物件価格に通常保守を必要としないパソコンラックやプリンタデスクを含めて算出している。</p>	<p>平成19年5月以降の新規リース契約から適切に積算している。</p>

〔平成18年度各会計歳入歳出決算審査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	物品について	物品5点(ビデオカメラほか)が過大に登載されている。	平成19年8月30日に物品管理システムから削除した。
主税局	物品について	物品1点(自動販売機)が過大に登載されている。	平成19年5月23日に物品管理システムから削除した。
生活文化スポーツ局	公有財産について	男女平等普及・推進等のビデオ4本が登載漏れとなっている。	平成19年9月20日に財産情報システムに登録した。
生活文化スポーツ局	債権について	育英資金貸付金1,531万4,400円が過大に計上されている。	平成19年度上期の債権増減異動通知書により修正した。
都市整備局	物品について	物品1点(小型四輪乗用自動車)が登載漏れとなっている。	平成19年4月13日付けで適正に処理した。
産業労働局	公有財産について <山林(分収)及び地上権>	山林(分収)及び地上権206万8,000.00m ² (三宅島造林地)が過大に登載されている。	平成19年10月30日付け公有財産異動通知書により修正した。
教育庁	物品について	物品2点(エアコンディショナー、電話交換機)が過大に登載されている。	エアコンディショナーについては平成19年5月18日に、電話交換機については平成19年5月25日に、それぞれ物品管理システムから削除した。
警視庁	公有財産について	土地204.30m ² (青梅警察署下長淵駐在所敷地)が登載漏れとなっている。	平成19年6月1日に財産情報システムに登録した。
警視庁	物品について	物品4点(特殊用途自動車3点、速度測定器1点)が過大に登載されている。	特殊用途自動車3点については平成19年5月1日に、速度測定器1点については平成19年6月26日に、それぞれ物品管理システムから削除した。

〔平成18年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	会計処理を適正に行うべきもの	駒込病院における修繕費（収益的支出）の執行状況について見たところ、本部の規定する修繕支弁基準に基づかない、不適正な会計処理が見受けられた。	平成19年10月2日付けで、過年度損益修正を行った。
病院経営本部	固定資産売却益に係る会計処理を改めるべきもの	<p>本部は、荏原病院の土地（40,056.2㎡）を病院会計から一般会計へ有償所属換（137億8,734万4,040円）した。</p> <p>その際、回収の危険性を考慮し、代価の支払条件である5年年賦のうち4か年分の109億9,209万5,508円については、固定負債科目の繰延年賦売却益に計上した。</p> <p>しかし、土地を有償所属換した相手方は東京都の一般会計であることから、代価を回収できない危険性は極めて低く、土地を一般会計に所属換した日をもって収益の実現があったとみなし、固定資産売却益の全額を一括して特別利益に計上することが、より妥当な会計処理である。</p>	平成19年9月25日付けで、過年度損益修正を行った。

〔平成18年財政援助団体等監査〕

対象局 （団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
生活文化スポーツ局	情報化推進補助の補助金算出方法について見直しをすべきもの	<p>局は、教育用コンピュータ等をレンタル又はリース方式により各私立学校が整備している場合に、パソコンの台数に応じて補助金の交付を行っている。</p> <p>補助金額の積算に当たっては、5月1日現在での契約総額を基に年間分を算出しているため、年度途中で契約期間が終了し、より安価な再リース契約を行った場合に、実際の年間レンタル・リース額を上回り、補助金を支出する事例が認められた。</p>	平成19年度から情報化推進補助の補助金について、契約期間に応じた算出方法に見直し、全学校に周知・徹底した。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	推進事業に係る事務費の支出基準を明確に規定し、清算を適切に行うべきもの	局は、「障害者スポーツの振興」に関してAと協定を締結し、「障害者スポーツ振興推進事業」を実施している。 その経費について、協定における事務費の支出基準が明確でないため、支出内容の妥当性を検証しないまま清算しており適切でない。	平成19年3月2日付で支出基準を作成した。 基準に基づき経費を精査し、平成17年度分及び平成18年度分について生じた返還金は納付された。
福祉保健局	補助金交付に係る審査を適切に行うべきもの	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金には、施設の努力・実績に対する加算分がある。 この加算分のうち、老人ホームの在籍者分について、局は「概ね3ヶ月以内の入院中の者についても、在籍者として取り扱う」として、加算対象としている。 しかし、補助金の加算根拠である対象者名簿に、対象者の入退院日等の記載が無く、加算対象か確認できないにもかかわらず、補助金の交付決定を行っている。	補助対象施設に対する実績報告書提出依頼文書に加算対象者名簿の記入例を添付し適正な記載方法を周知した。 また、各施設から提出された実績報告書の内容を確認し、必要に応じて施設に対して入退院日等の記載方法について指導を行った
福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	診療報酬の徴収に係る事務処理を適正に行うべきもの	事業団が受託している診療報酬の徴収業務について、一部負担金の納入期限が遵守されていないものがある。各園が作成している日計表と、医事事務システムにより作成される日計表等が突合していない。日々徴収した一部負担金を、預り金として記帳するなどの会計処理を行っていない等の不適正な事例が見られた。	平成19年2月28日付事務局長通知を、診療報酬徴収業務を行っている施設長あてに行い、診療報酬の徴収に係る事務処理を適正に行うよう指示した。
交通局 (東京都地下鉄建設株式会社)	財務諸表の作成を適切に行うべきもの <スワップ取引について>	財務諸表等規則(平成18年内閣府令第56号)は、スワップ取引に係る時価情報等を注記する旨を定めているが、会社が作成した財務諸表には、スワップ取引に係る計上根拠の記載がないなど適切でない点が認められた。	平成18年度決算報告書において、個別注記表に金利スワップ取引に係る「時価評価額の算定方法」についての記載を追加した。

〔平成18年工事監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	受水槽等清掃の積算を適切に行うべきもの	<p>東雲庁舎設備運転管理委託（委託期間：平成17.4.1～平成18.3.31、委託金額：3,076万5,000円）のうち、給排水衛生設備の受水槽等清掃の積算について見ると、財務局制定の維持保全業務積算基準に基づき行われている。</p> <p>同基準は、定期点検保守業務機械設備のうち、受水槽及び高置水槽、汚水槽及び雑排水槽等の清掃の単価について、その数量に応じた大規模委託の低減率（10～35%）を定めている。</p> <p>しかし、本件についてはこの低減が行われていない。このため、財務局が参考に示す低減率に基づいて積算すると、積算額約57万円が過大なものとなっている。</p> <p>また、同様な庁舎の建物管理委託7件の積算について見ると、適用する基準を定めていない。</p>	<p>大規模な運転管理委託については、財務局制定の維持保全業務積算基準に基づく低減率を適用した。</p> <p>また、各総合庁舎の管理委託に係る積算基準を定め、職員に周知した。</p>

〔平成18年行政監査（病院における収入管理について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	保留レセプトの発生予防及び早期請求を行うべきもの	<p>病院では、各月の診療分の診療報酬は翌月に請求することを原則としているが、何らかの理由で請求できないで、保留レセプトとして管理している場合がある。</p> <p>保留レセプトの中には、医療券が未着のため長期間にわたり請求できないままとなっているもの、医師のレセプト審査未了の比率が高いものなどの事例が認められた。</p>	<p>保留レセプト件数全体の縮減及び長期保留の早期解消を目指し、未着医療券にかかる福祉事務所への督促や、医師の審査体制などの見直しを行った。</p>
病院経営本部	診療報酬請求に当たり債権管理システムを利用すべきもの	<p>病院は、国民健康保険団体連合会への請求に当たり、診療報酬総括請求書を作成している。</p> <p>債権管理システムにより総括票を作成することで、正確な診療報酬請求を効率よく行うことができるにもかかわらず、システムを利用せず、従前のまま手作業により行っている病院がある。</p>	<p>本部は、平成19年5月に各病院の医事課職員を対象に医事会計・債権管理システムに関する研修を実施したほか、各病院を訪問し、個別に指導した。</p>

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
病院経営本部	媒体廃棄方法を明文化すべきもの	都立病院情報システム運用管理規程では文書及び記録媒体の廃棄について、「関係書類及び記録媒体の廃棄又は返却に当たっては、情報が復元できない確実な方法で処理しなければならない」と規定しているが、その具体的な方法が明文化されていない。	平成19年5月25日付で規程を「都立病院電子カルテシステム等運用管理要綱」に改め、実施細目を策定し、文書及び記録媒体の具体的な消去方法を明文化し、各病院あてに通知した。

〔平成18年行政監査（土地・建物の管理）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	遊休スペースを有効活用すべきもの	北多摩北部建設事務所庁舎の3階については、平成7年度から、道路モノレール建設事務所が事務室として使用していたが、事業の終了に伴い、平成11年度末をもって空室となったため、局は遊休スペースの利活用策として、東京都道路公社及び財団法人東京都公園協会に対し、使用許可を行っていた。 ところで、監査日（平成18.9.21）現在の状況を確認したところ、公社が使用していた部分（337.51㎡）については、2年6か月以上、また、協会が使用していた部分（548.52㎡）については、6か月以上の期間が空室となっている状況が見受けられた。	平成19年5月に生活文化スポーツ局所管の事業所より利用希望があり、平成20年度から事業所として活用することとなった。

〔平成18年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
財務局	未利用地を速やかに引き継ぐべきもの	財産運用部は、各局の需要と供給の両面を適切に把握し、全庁的視点からの調整と活用を進めていく必要があるにもかかわらず、組織改正によって生じた建設局所管の未利用地の一部を引き継ぐことなく、行政財産として未利用な状態のまま3年間も放置している。	建設局から引継を行い、平成19年6月20日に公有財産増減異動通知書により会計管理局長に通知した。
福祉保健局	事務処理マニュアルを整えた上で適正な徴収事務を行うべきもの	局における債権の収入状況を見たところ、滞納している債権を回収するためには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要があるが、収入未済金の事務処理が適切でない事例が多数見受けられた。 局として債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成する必要がある。	平成19年4月1日付けで「福祉保健局債権管理事務処理要綱」を、また平成19年7月17日付けで「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル」をそれぞれ施行し、各部へ配布した。
建設局	監督事務費の算定方法を抜本的に見直すべきもの	道路管理部は、監督事務費の算定において、舗装の種類・厚さなどに応じ、計528種類の単価を定め、これに、0.01m ² 単位の舗装面積、0.1m単位の舗装面の切断延長、側溝の復旧延長など、復旧規模を乗じて金額を決定している。 しかし、監督事務の内容は復旧工事後の立会いや検査などであって、工種や規模によって監督に要する時間が大きく変わるものではないにもかかわらず、しゅん工図から舗装面積を0.01m ² 単位で事務費を算定するなど、必要以上に厳密な計算を行っているため事務処理が煩雑なものとなっている。	工種の見直し、単価数の削減等を行い、平成19年7月1日付けで東京都道路占用規則及び道路占用工事要綱を改正した。

〔平成17年度各会計歳入歳出決算審査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局	債権について	貸付金30億3,126万2,189円（母子福祉資金貸付金）が過大に計上されている。	平成18年度債権増減異動通知書（下半期分）により修正した。

〔平成17年度決算審査（公営企業各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
交通局	国債及び貸付金の受取利息に係る会計処理を適正に行うべきもの	<p>局は、国債の購入や日暮里・舎人線建設資金の貸付けを行い、その受取利息を交通事業、高速電車事業、電気事業の各会計に按分し、各会計の損益計算書に計上している。</p> <p>しかし、この投資は、高速電車事業会計の資金により行っているものであることから、その受取利息はすべて同会計の損益計算書に計上すべきである。</p>	<p>国債及び貸付金の利息について、平成18年度は全額を出資会計である高速電車事業会計で収納した。また、平成17年度分についても、18年度決算処理時において、過年度修正を行った。</p>
交通局	共用施設に係る経費の配分及び会計処理を適正に行うべきもの	<p>局は、交通局東雲庁舎の空調換気設備等の運転管理に関する経費について、その全額を交通事業会計の損益計算書に計上している。</p> <p>しかし、深川自動車営業所分を交通事業会計が、研修所及び倉庫分を共通経費として各会計が分担することとしていることから、当該契約の研修所及び倉庫に係る経費については、按分して各会計の損益計算書に計上すべきである。</p>	<p>平成18年度決算では、東雲庁舎に係る経常経費及び修繕費について交通事業会計専属分と関連費用とに按分した。</p>
下水道局	事業の規模を適正に表示すべきもの	<p>区部における公共下水道事業と市町村域における流域下水道事業に共通する費用の経理について見たところ、共通する費用の全額を区部事業に計上するとともに、流域事業負担分と同額を市町村維持管理負担金収入（流域事業・営業収益）から区部事業のその他営業収益に振替計上している。</p> <p>このため、流域事業の収益及び費用の総額が不明確となり、事業の規模が適正に表示されていない。</p>	<p>平成18年度決算書に、総額等に関する注記を追加した</p>

〔平成17年行政監査（情報システムの運用管理）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
主税局	教示文等の文字表示について見直しを検討すべきもの	税務情報総合オンラインシステムについては、法人事業税・都民税の更正・決定通知書に記載されている教示文の文字が著しく小さいため、容易に判読できず、導入目的の一つである納税者サービスの向上につながっていない。	平成19年8月28日付けでシステム変更を行い、教示文の文字を大きくしたうえで帳票裏面に印刷することとした。

〔平成17年行政監査（道路の維持補修について）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
建設局	緊急輸送道路に係る隣接県等との協力・連携を強化するよう努めるべきもの	都は、地震等の災害発生時に備えるため、隣接県及び政令都市と相互応援の協定を結び、災害時の応援内容として、緊急輸送道路の共同啓開等をあげている。 ところで、緊急輸送道路は各都道府県知事が独自に指定しているが、都県境をまたぐ道路について見たところ、震災時に啓開する優先順位が、都と隣接県とで異なっている事例が見られた。	隣接県等と調整を行い、東京都緊急輸送道路ネットワーク計画を平成19年9月6日付で改訂し、各道路管理者の緊急輸送道路指定の整合を図り、災害時の復旧態勢に万全を期した。

〔平成17年財政援助団体等監査〕

対象局 （団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
福祉保健局 （学校法人東京女子医科大学）	救命救急センターの運営について	救命救急センターにおいては、救急車で来院した重症患者が少なく、本来、救命救急医療に用いるべき医療スタッフ及び病床が、救急車以外の手段で来院した患者に対する一次及び二次救急医療に用いられている。 また、患者の平均在院日数についても平均16日と長く、より積極的に後方転送を行うことで、重症患者の受け入れを増やすことができる。	診療体制については、初期・二次救急対応と、三次救急対応との診療場所及び医療スタッフを分ける運営を開始した。 また、指摘時と比較して、救急車来院重症患者数、院内転棟率、他院転送率等も向上している。

対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
福祉保健局	ウェルネスエイジ60事業のあり方について早急に見直しを検討すべきもの	<p>財団法人東京都保健医療公社は、平成15年度よりウェルネスエイジ60を運営し、都民及び団体等の自主的な健康づくりの場としてプール、フロアを貸し出している。</p> <p>ところで、ウェルネスエイジ60の運営状況について見ると、平成16年度の施設の実績は、団体利用が724回(利用率23.7%)であり、個人の1日平均利用者数も、25.5人と極めて低い状況にある。</p> <p>この事業は、現状では厳しい運営状況にあることから、局は、ウェルネスエイジ60事業の今後のあり方について早急に見直しを検討されたい。</p>	<p>本事業は平成18年4月より、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団が引き継いだ。</p> <p>本事業に、財団が持つ人材育成のノウハウを加え、福祉・健康分野の推進を総合的に事業展開することは財団の設立目的に合致しており、積極的に取り組んでいく。</p> <p>現在、大久保病院におけるメタボリックシンドロームの運動療法に貸し出しているほか、介護予防主任運動指導員養成の会場とするなど施設の利用促進を図ってきた。</p> <p>今後、老人クラブ連合会の行う指導者育成事業や健康づくり支援事業、医療保険者の行う特定保健指導等を平成20年度実施の方向で検討し、より一層の活用を図っていく。</p>

〔平成17年各会計定例監査〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
環境局	自然保護条例に基づく屋上等緑化の維持管理状況の把握に努めるべきもの	<p>敷地面積1,000㎡以上の民間施設及び250㎡以上の公共施設を新築又は増改築等を行おうとする者は、東京における自然の保護と回復に関する条例第14条に基づいて、緑化完了時に緑化完了書の届出を行い、緑地の適切な維持管理に努めなければならないとされている。</p> <p>しかし、緑化完了書届出後の維持管理状況については、平成14年12月に航空写真により調査したことに止まっており、十分に把握されている状況にない。</p>	<p>「地理情報システムによる緑の現況調査委託」及び「開発・建築に伴う緑地情報の入力委託」により、屋上等緑化の維持管理状況を継続的に把握する体制を整備した。</p>

〔平成16年度決算審査（出納長所属各会計）〕

対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
中央卸売市場	大動物新と畜ラインへの転換・整備事業に伴う財産の管理を適正に行うべきもの	<p>中央卸売市場は、小動物ラインの1つを大動物新と畜ラインに転換・整備を行ったが、この転換・整備事業に係る公有財産及び物品の登録等財産管理状況を見たところ、次のような事例が認められた。</p> <p>当該工事で取得した施設及び物品について公有財産及び物品の登録がなされていない。</p> <p>撤去したライン及び撤去ラインで使用していた小動物炭酸ガス麻酔設備などの価格の減が反映されていない。</p>	<p>取得した施設及び物品については、平成17年10月及び平成18年5月に登録した。</p> <p>また、撤去した際に処理していなかった設備26点については、平成19年3月31日付で修正した。</p>